

主な変更事項

1 県の組織改正による変更

2 その他の変更

○記載対象施設「小郡鳥栖南 I.C」を「小郡鳥栖南 I.C」変更

○初動体制名称の変更

(緊急事態警戒本部→緊急事態警戒対策本部)